

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

* 政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】① **授業料等減免制度の創設** ② **給付型奨学金の支給の拡充**
 【支援対象となる学生】**住民税非課税世帯** 及び **それに準ずる世帯の学生**
 (令和2年度の在学学生(既入学者も含む)から対象)
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算額 4,882億円

授業料等減 2,528億円※
 給付型奨学 2,354億円
 金 公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,274億円

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

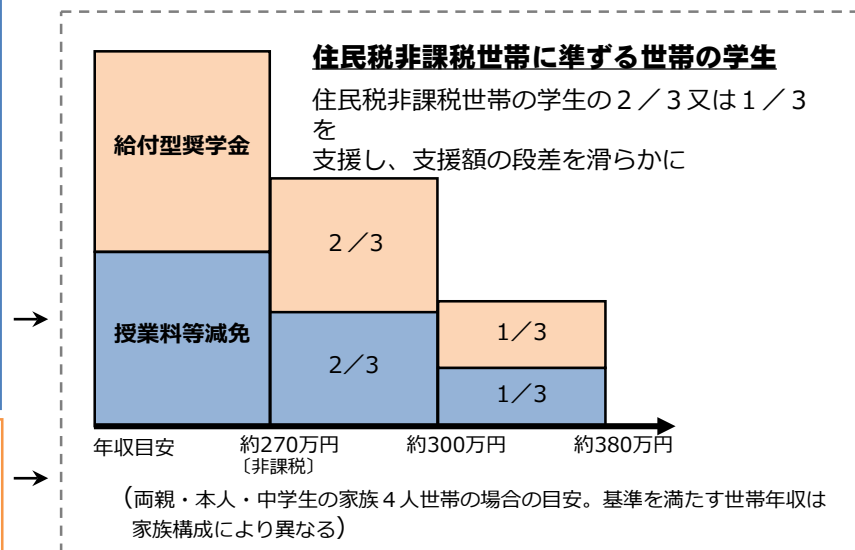
○ 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

支援対象者の要件（個人要件）等について

【学業成績・学修意欲に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る。

	学業成績の基準	
廃止 (支援 打ち切り)	次の 1 ～ 4 のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の 5 割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が 5 割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること	特例①：傷病・災害等の不慮の事由 災害、傷病、その他やむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。
警告	次の 1 ～ 3 のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の 6 割以下であること 2. GPA等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること。 3. 履修科目の授業への出席率が 8 割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること	次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。 特例②：教育課程の特性 学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合 特例③：児童養護施設の入所者等 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

- 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・ 日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者であること
 - ・ 高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が 2 年を経過していないこと
 - ・ 過去において本制度の支援対象としての認定を受けたことがないこと
 - ・ 保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による。）
- 次のいずれかに該当する場合には、遡って認定を取り消す（返還等を求める。）。
 - ・ 偽りその他不正の手段により支援を受けた場合
 - ・ 大学等から退学・停学（無期限又は 3 ヶ月以上の者に限る。）の懲戒処分を受けた場合（3 ヶ月未満の停学又は訓告の懲戒処分を受けた場合には認定の効力を停止する。）